

議題 1 選定方法（案）について

【検討事項】

一般財団法人京都市防災協会を非公募で選定することについて検討する。

公募の例外【京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針 P 5】

② その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

公募が市民サービスの向上及び経費の削減につながらないと考えられる場合であり、具体的には次のようなものが考えられる。

○施設の設置目的を達成できる団体が1団体に特定される場合

適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が1団体に特定されることが客観的に明らかな場合

京都市市民防災センターを「非公募」により選定する理由

(一財)京都市防災協会は、防災講習事業及び京都市市民防災センターの管理運営事業を行うために設立（H6）された財団法人であり、防災センターと共通する設置目的及び事業を有している。

施設の設置目的である「市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚」（指定管理業務）については、防災センターを単なる体験施設ではなく、市民が災害の映像や疑似体験を通して、防災に関する技術や知識を学び災害時における防災行動力を高めることができる施設とする必要がある。このためには、消防・防災の施策に精通し、かつ、自主防災組織等に対する指導経験や火災・震災・救急等の実災害の経験など、経験豊富なインストラクターを相当数確保し、指導担当とする必要がある。

また、京都市市民防災センター条例に定める事業の一つである防火防災管理講習等の法定講習事業(自主事業)は、総務大臣の登録を受けた法人が実施する必要がある、(一財)京都市防災協会は府内で唯一、当該法人から事業を受託できる団体として実施している。

これらの講習は、事業所指導等を含む豊富な予防業務の経験がある元消防職員等を講師とする必要がある、さらに、防災センターに設置している消防用設備や総合訓練施設等を活用した実技講習を実施する必要がある。これらの法定講習事業は、(一財)京都市防災協会以外実施することができない。

このように高度な知見・経験を有する職員を安定的に確保し、防災センターの各種体験施設と併せ、最大限効果的かつ効率的に指定管理事業を実施できる団体は、(一財)京都市防災協会以外に存在しないことから非公募とするものである。

参 考

1 共通する設置・設立目的

京都市市民防災センター条例（第1条）

（設置）

第1条 市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時における応急活動の拠点として役割を果たすための施設を次のように設置する。ための施設を次のように設置する。

（一財）京都市防災協会定款（第3条）

（目的）

第3条 この法人は、防災思想及び防災知識の普及並びに防災に関する技能向上のための教育指導その他地域防災体制の確立に資する事業を推進し、もって地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 共通する事業目的

京都市市民防災センター条例（第2条）

（事業）

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する資料及び装置の展示
- (2) 防災に関する訓練及び指導
- (3) 防災に関する情報の提供
- (4) 災害対策用の資材、器材及び物資の備蓄
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業（→各種防災関係講習等）

（一財）京都市防災協会定款（第4条）

（事業）

第4条 この法人は、次の事業を行う。

- (1) 防災思想の普及及び高揚に資する事業
- (2) 事業所等に対する防災の教育指導に資する事業
- (3) 各種防災関係講習
- (4) 防災に関する調査及び研究
- (5) 防災設備等の普及指導
- (6) 京都市市民防災センター管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業